

福島県子どもを虐待から守る条例 の趣旨等について

令和2年3月

福島県議会事務局

前文

将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。

しかしながら、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、経済環境などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たない。また、本県では、東日本大震災と原発事故に伴う避難の長期化などにより、地域のつながりや家族の在り方が変化していることを踏まえて、子育て家庭を支援していくことが求められている。

さらに、虐待を受けた子どもの健やかな成長を促し、将来親となったときに子どもを温かく育むことができるような支援が必要となる。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、いかなる理由があろうとも、決して許されないことである。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立させ、早期発見から再発防止を図るとともに、全ての子どもへの予防教育と虐待を受けた子どもに対する適切な援助を行い、東日本大震災を経験した福島県であるからこそ、生命の尊さを深く認識することで、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。

【趣旨・解釈】

1 前文では、本条例を制定するに至った背景や条例に託す県民の思いを明らかにしたもので、条例の解釈の基本となるものであり、児童虐待防止に関し、次のような認識を明らかにしている。

- ・ 全ての子どもが有する成長していく権利を守り育てていくことは、社会全体の責務である。
- ・ 核家族化、人間関係の希薄化、経済環境などを背景に、家庭及び地域社会において養育力が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たない中で、本県においては、東日本大震災と原発事故に伴う避難の長期化などにより地域のつながり、家庭の在り方が変化していることを踏まえた子育て家庭への支援も求められている。
- ・ さらに、虐待を受けた子どもの健やかな成長を促し、将来親となったときに子ど

もを温かく育むことができるような支援も必要である。

- ・ 子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、いかなる理由があろうとも、決して許されるものではない。

2 このような認識を明らかにした上で、次の事項を目指して「福島県子どもを虐待から守る条例」を制定するものである。

- ・ 社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立させ、虐待の早期発見から再発防止を図る。
- ・ 全ての子どもへの予防教育や、虐待を受けた子どもに対する援助を行い、東日本大震災を経験した福島県であるからこそ、生命の尊さを深く認識することで、その健やかな成長を支える。

第1条（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、市町村、保護者、県民及び関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の日本を担う子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、この条例制定の目的を明らかにしたものである。

第2条（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- 三 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」）

という。) 第二条の児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定するものをいう。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士、民生・児童委員、婦人相談所の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例が対象とする「子ども」、「保護者」、「虐待」及び「関係機関等」の定義規定である。
- 2 第1項の「子ども」は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条各号列記以外の部分に規定する「児童」と同義である。
- 3 第2項の「保護者」は、法第2条各号列記以外の部分に規定する「保護者」の定義と同義である。
- 4 第3項の「虐待」は、法第2条に規定する「児童虐待」をいい、法の定める「児童虐待」は以下のとおりである。
 - ・ 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
 - ・ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による暴行、わいせつ行為、暴言又はDV等と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - ・ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 5 第4項は第1条に規定する「関係機関等」について、県、市町村及び県で設置する児童相談所等や市町村が設置する福祉事務所等を除き、児童虐待に携わる機関及び職種等を幅広く定義付けを行ったものである。

第3条（基本理念）

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、いかなる理由があっても許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

- 2 虐待防止に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。
- 3 虐待防止に関する施策及び取組は、県、県民、市町村及び関係機関等の地域の様々な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。
- 4 虐待防止に関する施策及び取組は、子ども及び保護者を孤立させない社会づくりを推進することが、虐待を防止する上で重要であるとの認識の下に行われなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、子どもを虐待から守ることに関し、必要となる理念等を規定したものである。
- 2 「児童虐待が児童の人権を著しく侵害」することは法においても指摘されているところであり、第1項は、虐待が人権侵害であり許されないものであるという認識を明記するとともに、その防止には保護者や行政だけではなく、社会全体で取り組む必要があるということを規定したものである。
- 3 第2項は、虐待によって多くの子どもの生命が脅かされている現状に鑑み、虐待防止に当たっては、その生命を守ることを最優先に行動すべきであるとともに、子どもにとって最善の利益を考慮すべきであることを規定したるものである。
- 4 第3項は、虐待防止の施策や取組は、地域の多様な主体が相互に連携を図りながら取り組む必要があることを規定したるものである。
- 5 第4項は、児童虐待の一因として保護者の地域からの孤立も挙げられているところであり、子どもと保護者を孤立させない社会作りの推進が重要であるとの認識の下に虐待防止に取り組むことを規定したるものである。

第4条（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及び関係機関等が実施する虐待防止に関する施策及び取組について必要な支援を行うものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、法第4条において、児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務等について規定しており、本条例を策定するに当たり、県の責務を明記したものである。

（参考）児童虐待の防止等に関する法律

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。（以下略）

2 第2項は、児童虐待防止を図るためにには、県（児童相談所）だけでなく、市町村や関係機関の役割が重要であることから、県は、これらの取組を支援することを規定している。

第5条（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県及び関係機関等と連携を図りながら、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進及び必要な体制の整備に努めるものと

する。

【趣旨・解釈】

1 本条は、子ども及び保護者等の身近な相談窓口であり、かつ児童虐待に関する通告先でもある市町村の役割を規定したものである。

なお、県と市町村はイコールパートナーであり、本条例の運用に当たっては、その点が留意されなければならない。

第6条（保護者の責務等）

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、いかなる理由があろうとも虐待を行ってはならない。

2 保護者は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならない。

3 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任を有することを深く認識しなければならない。

4 保護者は、子育てに関する悩みがあるときは、身近な人、県、市町村若しくは関係機関等に相談し、又は助言その他の支援を受けるなど、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

【趣旨・解釈】

1 本条は、保護者の責務等について規定したものである。

2 第1項は、法第3条「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」の規定を踏まえ、保護者は虐待を行ってはならないことを規定したるものである。

3 第2項は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、「親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とされたことを踏まえ、保護者は、体罰を加えてはないと規定したものである。

4 第3項は、法第4条第6項「児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。」の規定を踏まえ、「保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任を有する

ことを深く認識しなければならない」と規定したものである。

- 5 第4項では、保護者は、子育てに関する悩みがあるときは、一人で抱えず、身近な人や関係する機関等に相談や助言、その他の支援を受けるよう努めるべきであることを規定したものである。

第7条（県民の役割等）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、虐待未然防止の施策に協力し、また、子育て中の家庭を孤立させないよう地域社会で見守る体制づくりに努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、子どもを虐待から守ることに関し、県民の役割等を規定したものである。
- 2 第1項は、法第6条第1項「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」の規定を踏まえ、県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告しなければならないことを規定したものである。
- 3 第2項は、第3条第1項において「虐待は、（略）社会全体でその防止が図られなければならない。」と規定されていること等を踏まえ、県民は理解を深めるよう努めるべきであることを規定したるものである。
- 4 第3項は、第3条第4項において「虐待防止に関する施策及び取組は、子ども及び保護者を孤立させない社会づくりを推進することが、虐待を防止する上で重要であるとの認識の下に行われなければならない。」と規定していること等を踏まえ、県民は、子育て中の家庭を地域社会で見守る体制づくりに努めるべきであることを規定したものである。

第8条（関係機関等の役割）

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。また、その専門的な知識及び経験を生かし、子ども及びその保護者に対する支援を行うよう努めなければならない。

- 2 関係機関等のうち、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、支援が必要な子ども及び家庭の把握並びに虐待の予防、早期発見及び支援に努めるものとする。
- 3 関係機関等のうち、学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、県は、児童相談所等のほか、第2条第4号に規定する関係機関等とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要であり、本条は、「関係機関等」の役割について規定したものである。
- 2 第2項は、関係機関等のうち、医師等の医療関係者については、健康診査、診療、保健指導等により子ども及びその家族と接する機会があることから、支援が必要な子ども及び家庭の把握並びに虐待の予防、早期発見及び支援に努めることを規定したものである。
- 3 第3項は、関係機関等のうち、特に児童や保護者と接する機会の多い学校や保育所等の児童福祉施設については、児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育又は啓発に努めることを規定したものである。
- 4 なお、本条に関連し、関係機関等における児童虐待の早期発見について、法においては、以下のように規定している。

（参考）児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁

護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第9条（連携及び協働）

第九条 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村、教育委員会、保健所、児童相談所、警察その他の関係機関相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等、地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定するものをいう。）その他の団体の協力を求めるものとする。

- 2 県は、子どもと家庭を支援し、虐待を防止するための関係機関等の連携を充実させるため、市町村が設置する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営について、必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、配偶者に対する暴力による虐待を防ぐため、児童相談所、警察及び関係機関等と連携し、安全確保を最優先に子どもと配偶者からの暴力を受けた者を支援するものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が虐待防止施策を実施するに当たり、関係する機関との連携及び協働について規定したものである。
- 2 第1項は、施策の実施に当たり、県は、市町村、教育委員会、保健所、児童相談所、警察等の関係する機関の相互の連携の確保に努めるとともに、必要に応じて、県民、関係機関等、NPO法人その他の団体の協力を求めることを規定したものである。

3 第2項は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営について、県は、必要な支援を行うことを規定したものである。

なお、要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う法定協議会であり、要保護児童等の早期発見や迅速な支援の開始、適切な連携によるより良い支援等が期待されるものであり、その充実・強化が求められている。

4 第3項は、配偶者に対する暴力（いわゆる「DV」）による虐待を防ぐため、県は、児童相談所、警察及び関係機関等と連携し、安全確保を最優先に、子どもと配偶者に対する暴力の被害者を支援することを規定したものである。

第10条（基本計画）

第十条 知事は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもを虐待から守ることに関する施策についての基本的な方針
- 二 子どもを虐待から守ることに関する目標
- 三 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、毎年度、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

4 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対し、必要な報告を求めることができる。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、知事が定める基本計画について規定したものである。
- 2 第3項は、知事が定める基本計画の実効性を高めるため、知事は、毎年度、施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表することを規定したものである。
- 3 第4項は、第3項に定める報告書の作成に当たり、知事は、市町村等に対し必要な

報告を求める能够性を規定したものである。

第11条（未然防止）

第十一条 県は、虐待の未然防止に資するため、子育て中の家庭に対する相談の実施、情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、保護者等に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、市町村及び子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項の母子健康包括支援センターをいう。）に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、学校その他子どもの活動場所において、子どもに対し、子ども自身が権利の主体であり、その権利は擁護されると認識するための人権教育及び啓発活動並びに権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 4 県は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための教育及び啓発活動並びに妊娠及び出産に関する相談先その他の情報提供を行うものとする。
- 5 県は、医療機関及び市町村と連携し、予期しない妊娠に悩む者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。
- 6 県は、県民が安心して子育てできるよう、保護者が集い情報交換及び交流する場の円滑な運営を支援するものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、虐待の未然防止に資するために実施する県の施策等について規定したものである。
- 2 第2項は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、県は、市町村及び子育て世代包括支援センターに対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずることを規定したものである。
- 3 第3項は、学校等において、県は、子どもに対し、人権教育及び啓発活動並びに権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うことを規定したものである。
- 4 第4項は、若年者に対し、県は、予期しない妊娠に至らないための教育や啓発活動、

妊娠や出産に関する相談先等の情報提供を行うことを規定したものである。

- 5 第5項は、医療機関及び市町村と連携し、県は、予期しない妊娠に悩む者や医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援等を行うことを規定したるものである。
- 6 第6項は、県民が安心して子育てできるよう、県は、子育て支援サークルや子育て広場といった保護者が集い情報交換及び交流する場の円滑な運営を支援することを規定したものである。

第12条（啓発活動）

第十二条 県は、子どもを虐待から守ることについて、県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、教育機関等が実施する虐待を防止する人権教育又は啓発活動の推進を図るため、市町村と連携し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 子どもを虐待から守ることに関する県民の关心及び理解を深めるため、毎年11月を虐待防止推進月間とする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が実施する啓発活動について規定したものである。
- 2 第1項は、県民の理解を深めるため、県は、必要な広報その他の啓発活動を行うことを規定したものである。
- 3 第2項は、学校などの教育機関等が実施する人権教育又は啓発活動の推進を図るため、県は、市町村と連携し、必要な措置を講ずることを規定したものである。
- 4 第3項は、県民の关心及び理解を深めるため、県は、毎年11月を児童虐待防止のための推進月間とし、各種啓発活動を行っていくことを規定したものである。

なお、厚生労働省では、平成16年度から児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を児童虐待防止推進月間と定め、これまで県においても啓発を実施してきたが、改めて条例に定めたものである。

第13条（早期発見）

第十三条 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と緊密な連携

を図るものとする。

- 2 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子ども、虐待に気付いた家族その他の者が相談しやすい環境を整備するものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、虐待の早期発見について規定したものである。
- 2 第1項は、虐待を早期に発見するため、県は、市町村や関係機関との連携を図る必要のあることを規定したものである。
- 3 第2項は、虐待を早期に発見するため、県は、虐待を受けた子どもや虐待に気付いた者が相談しやすい環境を整備することを規定したものである。

第14条（通告に係る対応等）

第十四条 児童相談所長は、虐待に係る通告又は相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最も優先して行動しなければならない。

- 2 児童相談所長は、虐待に係る通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項に規定する安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。
- 3 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、通告に係る対応等について規定したものである。
- 2 第1項は、虐待が子どもの生命を脅かしている可能性があることを踏まえ、児童相談所長は、虐待に係る通告又は相談があった場合に、子どもの生命を守ることを最も優先して行動しなければならないことを規定したものである。
- 3 第2項は、虐待に係る通告があった場合に、児童相談所長は、速やかに当該通告の内容に係る調査や、子どもとの面会、面談等の方法により、適切に権限を行使し、法

第8条第2項に規定する安全確認措置を講ずることを規定したものである。

(参考) 児童虐待の防止等に関する法律

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 (略)

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

(以下略)

4 第3項は、虐待に係る相談があった場合に、児童相談所長は、調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認しなければならないことを規定したものである。

第15条 (通告に係る体制の整備等)

第十五条 県は、市町村と連携し、通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、虐待に係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないよう、必要な配慮をしなければならない。

【趣旨・解釈】

1 本条は、通告に係る体制の整備等について規定したものである。

2 第1項は、市町村と連携し、県は、通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならないことを規定したものである。

なお、厚生労働省は、通告に対して、夜間・休日についても適切な対応ができる体制整備が必要としている。

3 第2項は、虐待に係る通告又は相談を行った者や安全確認措置に協力した者に不利

益が生じないよう、県は、個人情報の保護等必要な配慮をしなければならないことを規定したものである。

第16条（安全の確認及び確保）

第十六条 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問に際しては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

- 2 児童相談所長は、安全確認措置を行おうとする場合又は法第八条第二項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合においては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。
- 3 保護者又は子どもと同居関係にある者は、安全確認措置に協力しなければならない。
- 4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、子どもの安全の確認及び確保について規定したものである。
- 2 第1項及び第2項は、安全確認措置、一時保護等を実施するに当たって、子どもの生命を守ることを最優先とし、知事又は児童相談所長は、適切にその権限行使しなければならないことを規定したものである。

（参考）児童虐待の防止等に関する法律

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の

教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。(略)

さらに、安全確認措置、一時保護等を実施するに当たり、警察署長へ協力を求ることについて規定したものである。

(参考) 児童虐待の防止等に関する法律

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

3 第3項は、保護者又は子どもと同居関係にある者は、安全確認措置に協力しなければならないことを規定したものである。

4 第4項は、安全確認措置、一時保護等を実施するに当たり、児童相談所長は、迅速な調査や措置の実施等のために、市町村長、近隣住民、学校教職員等必要な者に対し協力を求めるなどを規定したものである。

第17条（情報の共有）

第十七条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、関係する機関の相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、虐待の早期発見及び早期対応のため、県は、関係機関相互の情報共有を図るための体制の整備に努めることを規定したものである。
- 2 関係機関相互の情報共有については、個人情報保護との関係もあり、国が定める「子どもの虐待対応の手引き」においては、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の活用を想定しているが、当協議会がより機能していくためには、引き続き県の市町村への支援が必要である。

第18条（虐待を受けた子どもに対する援助等）

第十八条 県は、虐待を受けた子どもが安心して生活できる家庭的環境を確保し、教育を受ける権利が侵害されないようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、その年齢、心身の状況等を十分考慮して、必要な援助を行うものとする。

- 2 県は、虐待を受けた子どもが健やかに成長し、将来親となったときに温かく子どもに関わることができるよう、関係機関等と連携して取り組むものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、虐待を受けた子どもに対する援助等について規定したものである。
- 2 第1項は、虐待を受けた子どもについて、県は、虐待を危惧せず安心して生活できる家庭的環境を確保するとともに、その教育を受ける権利が侵害されないよう援助することを規定している。
- 2 第2項は、児童虐待が、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要であることを規定している。

第19条（保護者に対する支援）

第十九条 県は、虐待を行った保護者に対し、子どもが安心できる家庭環境を形成し、再び虐待を行うことがないよう、市町村及び関係機関等と連携し、必要な指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、虐待を行った保護者に対する支援について規定したものである。
- 2 国は「子どもの最善の利益を確保するためには、保護者援助を実効性あるものにしなければならない。」と指摘しており、県は、児童相談所が有する専門性を結集して対応することに加え、市町村、児童福祉関係機関、保健機関、医療機関、民間団体が有する機能を引き出すため、これらの関係機関等の連携・協力を受けて保護者援助を実施する体制の整備に努める必要がある。

第20条（医療機関との連携協力体制の整備）

第二十条 県は、虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が実施すべき医療機関との連携協力体制の整備について規定したものである。
- 2 虐待を受けた子どもの相談援助活動を行うに当たり、専門的医学的な判断や治療を要する場合はもちろんのこと、速やかな通告のための体制整備や虐待を受けたことにより長期的な療育が必要な児童の支援のためにも、地域の医師会、医療機関との連携協力体制の構築が重要である。

第21条（社会的養護の充実等）

第二十一条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等の確保並びにこれらの施設における家庭的な養育環境の整備、

より専門的で高度な受け入れ体制の整備及び施設職員の資質向上に取り組むものとする。

2 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、専門知識を高める研修等を通して、里親による養育の充実等に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が行う社会的養護の充実等について規定したものである。
- 2 県では、「福島県社会的養育推進計画」（平成31年3月）を策定し、「家庭養育優先原則」実現のため、数値目標等を定めて里親委託の推進、市町村の子ども家庭支援体制の構築等に取り組むこととしており、これらの取組を推進することにより、社会的養護の充実等を図ることが求められる。

第22条（児童相談所の体制強化）

第二十二条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進を図るため、いかなる状況にあっても、子どもの危機的状況に迅速に対応できるよう、各児童相談所の管轄区域における人口、児童虐待相談対応件数、交通事情等を踏まえ、児童福祉司その他の専門的知識を有する職員を手厚く配置し、児童相談所の体制を強化するものとする。

2 県は、児童相談所を利用する子ども及び保護者が安心して相談できるとともに、一時保護された子どもが安らぎ癒やされるよう、施設等環境の整備に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県の児童相談所の体制強化について規定したものである。
- 2 第1項は、本県の広い県土等の地理的条件を考慮し、各児童相談所の管轄区域における人口、児童虐待相談対応件数、交通事情等を踏まえて、児童福祉司その他の専門的知識を有する職員を手厚く配置し、児童相談所の体制を強化することを規定したものである。
- 3 第2項は、児童相談所を利用する子どもや保護者が安心して相談できるとともに、

児童相談所に一時保護された子どもが安らぎ癒やされながら生活できるよう、児童相談所のハード、ソフトの両面において、環境整備に努めることを規定したものである。

第23条（子ども自身による安全確保への支援）

第二十三条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、教育、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が、子ども自身が虐待から自らの安全を確保できるようにするための支援を行うことについて規定したものである。
- 2 前文等にも記載のとおり、子ども自身が様々な権利を有しており、そのことを認識させることにより、自らの身を守る意識の醸成を図るよう、人権教育を行うことなどが想定される。

第24条（自立支援の充実）

第二十四条 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により、里親への委託、児童養護施設への入所その他の措置を講じた場合において、これらの措置を受けた者に対し、円滑に社会で自立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、里親委託、施設入所等の措置を受けた児童に対する自立支援について規定したものである。
- 2 児童福祉法第1条では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とされており、県においても、児童福祉法で定める理念を踏まえて、虐待を受けた子どもの自立支援に取り組むことが求められる。

第25条（人材の育成）

第二十五条 県は、県、市町村及び関係機関等における子どもを虐待から守ることに寄与する人材に対し、その育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得の研修を行うとともに、当該者の心身の健康の保持に努めるものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、子どもを虐待から守るための人材育成等について規定したものである。
- 2 第1項は、県が、県、市町村及び関係機関において子どもを虐待から守るための業務に従事する人材等の育成を図るため、専門的知識及び技術の習得を目的とした研修を実施することを規定したるものである。

さらに、子どもを虐待から守るための業務に従事する人材の心身の健康保持も重要なことから、併せてその保持についても努めることを規定している。

- 3 第2項は、虐待防止は地域全体で取り組む必要があるとの観点から、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、県が、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育て支援、虐待防止等の活動に取り組む団体等の育成に努めることを規定したるものである。

なお、「地域において子育て支援、虐待防止等の活動に取り組む団体等」とは、子育てサークル、NPO法人、自治会、町内会、PTA、子供会、育成会等の団体、組織を想定している。

第26条（調査研究）

第二十六条 県は、子どもを虐待から守る施策及び取組を効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が、子どもを虐待から守る施策及び取組を効果的に推進するための方策

について調査研究を行うことを規定したものである。

第27条（財政上の措置）

第二十七条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するための財政措置を講ずることについての努力義務を規定したものである。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

【趣旨・解釈】

- 1 児童虐待防止対策は、その緊急性に鑑み、本条例を令和2年4月1日から施行することとしたものである。